

【水銀回収義務付け対象】

水銀使用製品産業廃棄物のうち、下記の表に掲げるもの。

1	スイッチ及びリレー
2	気圧計
3	湿度計
4	液柱形圧力計
5	弾性圧力計
6	圧力伝送器
7	真空計
8	ガラス製温度計
9	水銀充満圧力式温度計
10	水銀体温計
11	水銀式血圧計
12	灯台の回転装置
13	水銀トリム・ヒール調整装置
14	放電管(放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む。))を除く。)
15	差圧式流量計
16	浮ひょう形密度計
17	傾斜計
18	積算時間計
19	容積形力計
20	ひずみゲージ式センサ
21	滴下水銀電極
22	電量計
23	ジャイロコンパス
24	握力計

赤字:平成31年3月3日の施行規則改正により追加されるもの